

わかやま産品魅力再発見事業

参画事業者募集について

1. 事業の目的

和歌山県産品をブラッシュアップすることで時代に即した商品の開発等を行い、併せて首都圏等での一斉プロモーションを実施することで消費者への県産品の知名度向上を図ることにより、県産品の魅力を再発見し、県産品のブランド力向上と販路拡大に資することを目的とします。

2. 事業の内容

上記目的を達成するため、株式会社三越伊勢丹（東京都）との連携のもと、下記の事業を実施します。

- ① バイヤーが現地を訪問、百貨店目線でみた県産品の改良・新商品の企画・他業種やデザイナーとのコラボを提案し、県産品をブラッシュアップ。
- ② 平成 29 年度中に、三越伊勢丹の基幹三店（伊勢丹新宿本店、三越日本橋店、三越銀座店）のいずれかでお披露目イベントの開催および三越伊勢丹の首都圏内の複数の店舗で展示・テスト販売を目指す。（事業期間が 2 年の場合でも、中間報告を行っていただきます。）
- ③ 平成 30 年度中に、一斉プロモーション事業（和歌山県のトピック的なイベントとタイアップ）で紹介予定。
- ④ 上記に伴う PR の実施。
- ⑤ 顧客の支持が高い開発商品に関しては、事業終了後も三越伊勢丹グループでの継続した取組みを検討。

3. 参画事業者の条件

三越伊勢丹は企業メッセージ ” this is japan.” のもと、世の中に出ていない埋もれた日本の良さに、現代性、ファッション性を掛け合わせ、新しい価値を生み出し紹介する取組みを進めています。

今回の事業においては、そのノウハウを参加事業者様と共有し、共に取組んでいただくため、以下の条件を満たす方に応募いただきたいと考えています。

- 和歌山県内に事業所を有する事業者
- 素材・デザイン・技術・独自性に優れ、ストーリー・歴史など和歌山の良さを消費者に伝えることができる県産品を有する方、あるいは開発を準備している方
- 三越伊勢丹の理念にご賛同頂き、協業いただける方
- お客さまの立場になり考えていただける方

4. 募集スケジュール

(1) 募集期間 **平成 29 年 5 月 23 日 (火) ~ 6 月 16 日 (金) 17 時 (必着)**

(2) 参画事業者の採択について

1 次審査：平成 29 年 6 月 20 日 (火) (選定基準に基づく書類審査)

2 次審査：平成 29 年 6 月 27 日 (火) (個別面談による審査・**要出席**)

※ 2 次審査の時間は、1 次審査を通過した方に別途御案内します (1 社 15 分程度)。

※ 審査結果は、審査後にメールまたは電話、併せて書面でも通知します。

※ 事情により審査日程が変更となる場合があります。

5. 事業説明会日時

【日時】①和歌山会場（和歌山県自治会館 203 会議室）

平成 29 年 6 月 9 日（金）14:00～15:00

②田辺会場（和歌山県立情報交流センターBig・U 情報実習室 1）

平成 29 年 6 月 8 日（木）14:00～15:00

対象： 本事業への参画を希望する事業者

注意： **本事業への参画を希望する方は、原則として説明会へ御出席ください。**

※ 説明会への参加は 6 月 5 日(月)までに、下記メールもしくは、
FAXにてお申込みください。

【メール】 e0610001@pref.wakayama.lg.jp 【FAX】 073-424-1199

6. 採択事業者決定後のスケジュール

【事業所視察】平成 29 年 7 月 6 日（木）
7 月 7 日（金）} バイヤーが、各事業所までお伺いします。

※これ以降の予定については、決定次第、別途御案内いたします。

※事情により視察日程が変更となる場合があります。

7. 応募方法

上記募集説明会に出席し、事業趣旨及び研修の内容を御理解の上、別紙『応募用紙』に必要事項を記載し、募集期間内に下記まで御提出ください。

※『応募用紙』は、和歌山県のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/homepage/index.html>

【郵送または持参】〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課 宛て

【メール】 e0610001@pref.wakayama.lg.jp

※ 商品写真が見えなくなるため、FAXでのお申込みは受け付けません。

8. 注意事項

- ① 開発に関しては、アドバイザーの意見を受け止めていただき、自社の事業展開を踏まえ、双方で検討・協議・納得したものに取組んでいただきます。
- ② 商品のクオリティは、三越伊勢丹の基準を遵守いただきます。満たない商品は、三越伊勢丹に展開される場面で取り扱い出来ない場合があります。
- ③ 販売に関する卸値等の諸条件は、通常の三越伊勢丹各店での取引条件を基準に、相談のうえ決定します。
- ④ 本事業は公共の予算を活用した事業となるため、開発過程の記録及び指導されたノウハウについては県の資料として活用することがあります。企業秘密に該当する事項などは、都度お申し出いただければ、記録から外す等の配慮をします。
- ⑤ 本事業のPRのため、県および三越伊勢丹は、参画事業者の商品開発過程等について、写真等を用いた取材及び広報を実施します。企業秘密に該当する事項などは、取材の際にお申し出いただければ、配慮します。

9. 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

（担当：近田（きんでん）、田端）

【TEL】 073-441-2842

【メール】 e0610001@pref.wakayama.lg.jp